

岸和田市 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） 概要版

1. 計画策定の趣旨

岸和田市（以下、「本市」という。）では、平成 10 年 3 月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、平成 13 年 5 月、平成 25 年 4 月に見直しを行った。

その後、本市及び貝塚市で構成している、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下、「組合」という。）において、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下、「本計画」という。）を策定することが決定し、それにあわせ、これまで策定時期にずれが生じていた、本市と貝塚市的一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定時期及び目標期間等の整合を図ることとした。

そのような状況から、このたび、本市、貝塚市、及び組合それぞれにおいて、本計画を策定する。

2. 本計画の目標年度

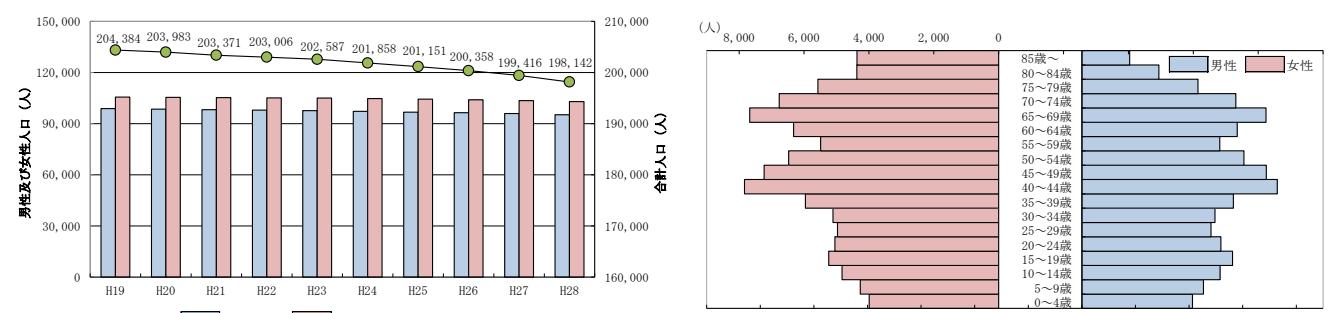
本計画では、次に示すとおり、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、平成 40 年度（2028 年度）を目標年度とする。また、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、平成 35 年度を中間目標年度に設定する。



3. 人口及びごみ処理実績の推移

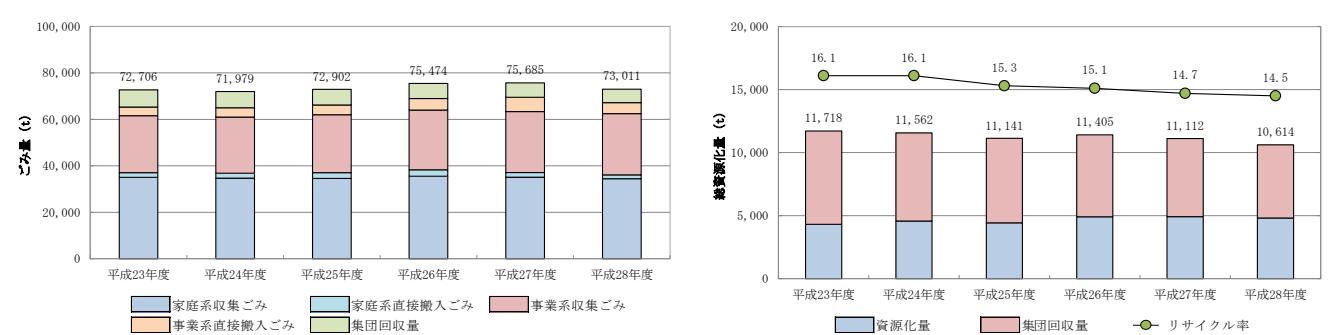
1) 人口

本市の平成 19 年度から平成 28 年度の人口の推移及び平成 28 年度の人口ピラミッドは次に示すとおりである。



2) 各種ごみ量

本市の平成 23 年度から平成 28 年度のごみ量等（左：全体、右：リサイクル率）は次に示すとおりである。



4. 目標の設定

1) 人口

本市の将来推計人口は次に示すとおりである。

【概要】

本市が毎年度更新している推計人口の値を将来人口推計値として採用する

【目標年度の値（平成 28 年度 ⇒ 平成 35 年度 ⇒ 平成 40 年度）】

○ 人口（人）：12,877 人減少（198,142 ⇒ 191,127 ⇒ 185,265）

2) ごみ量等

本市は、ごみ減量化施策の周知徹底を図り、目標年度において、次に示す目標値の達成を目指す。

【概要】

平成 23 年度以降の実績の推移及び社会環境の変化等を踏まえ、それに対応した減量化施策を行うものとし推計する

【目標年度の値（平成 28 年度 ⇒ 平成 35 年度 ⇒ 平成 40 年度）】

（1）家庭系ごみ（※原単位：1 人 1 日平均排出量）

○ 原単位 (g/人日)：1.7g/人日の減少（499.5 ⇒ 498.5 ⇒ 497.8）

○ ごみ量 (t)：6.8%（2,465t）の減少（36,127 ⇒ 34,776 ⇒ 33,662）

（2）事業系ごみ（※原単位：1 事業 1 年あたり排出量）

○ 原単位 (t/事業所)：0.1t/事業所の減少（4.0 ⇒ 3.9 ⇒ 3.9）

○ ごみ量 (t)：4.0%（1,243t）の減少（31,081 ⇒ 30,353 ⇒ 29,838）

（3）リサイクル率

○ リサイクル率 (%)：0.4%の増加（14.5 ⇒ 14.8 ⇒ 14.9）

（4）最終処分率

○ 最終処分率 (%)：現状維持（12.9% ⇒ 12.9% ⇒ 12.9%）

5. ごみ減量化施策について

本市では、ごみの発生抑制・リサイクルの目標を達成するために、「【参考】ごみ減量化施策一覧」に示す NO.1 から NO.38 までのごみ減量化施策を検討・実施する。

6. 収集運搬計画

1) 収集・運搬の基本方針

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬する。

2) 収集区域及び収集人口

(1) 收集区域

本市全域を収集区域とする。

(2) 叨集人口

収集人口は、本市の将来人口とする。なお、目標年度における本市の将来人口は、185,265人を見込んでいる。

3) 收集体制

今後の収集体制は、原則、現状の収集体制を維持するものとする。

7. 中間処理計画

1) 中間処理の基本方針

本市及び貝塚市から排出されたごみは、岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいて組合が中間処理を行う。中間処理は、資源化（マテリアルリサイクル）を優先的に行うものとし、資源化が困難なごみについては焼却処理するが、焼却の際に発生する熱を回収・利用した発電（サーマルリサイクル）を行い、化石燃料の使用量を低減させるものとする。

なお、廃食用油、プラスチック製容器包装、紙パックについては資源化処理業者が中間処理を行っている。

2) 中間処理施設の延命化

現在、本市、貝塚市及び組合は、岸和田市貝塚市クリーンセンターの延命化を図るため、基幹的設備改良工事事業を進めており、平成 28 年度には、補修履歴及び機器リストの整理を行い、本年度は一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）及び長寿命化総合計画等の策定を行っているところである。今後は、基幹的設備改良工事を実施する事業者の選定（平成 30 年度）及び基幹的設備改良工事（平成 31 年度から平成 35 年度）に取り組む予定である。

8. 最終処分計画

1) 最終処分の基本方針

ごみの発生抑制及び資源化に係る取り組みや、資源ごみの分別排出の徹底及び岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいての破碎・選別等による資源物の回収によって最終処分量の削減を図っていく。

最終処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していく。

2) 埋立ごみ量の推計

組合が埋立ごみを搬入している大阪湾フェニックスセンターの残余容量（平成28年3月現在）は1,892万m³であり、残余容量は確保されているように考えられるが、大阪湾フェニックスセンターは他都市の埋立ごみも受け入れており、本市としては、今後も継続して、ごみの減量化、再資源化を推進し、最終処分量の減量化を図っていく。

3) 最終処分場整備計画

現在、埋立ごみは大阪湾フェニックスセンターへ搬入し、最終処分を行っており、将来的にも同施設において最終処分を行う方針である。

そのため、ごみの発生抑制や再生利用、適正な中間処理を行い、大阪湾フェニックスセンターへの搬入量を削減することによって大阪湾フェニックスセンターの延命化に協力するとともに、大阪湾フェニックスセンターが継続的に安定して埋立処分が行えるよう、計画的な最終処分場の整備・運用について協力していく。

【参考】ごみ減量化の施策一覧

「○」：今後も継続して実施、「■」：実施の検討、「★」：新たに実施